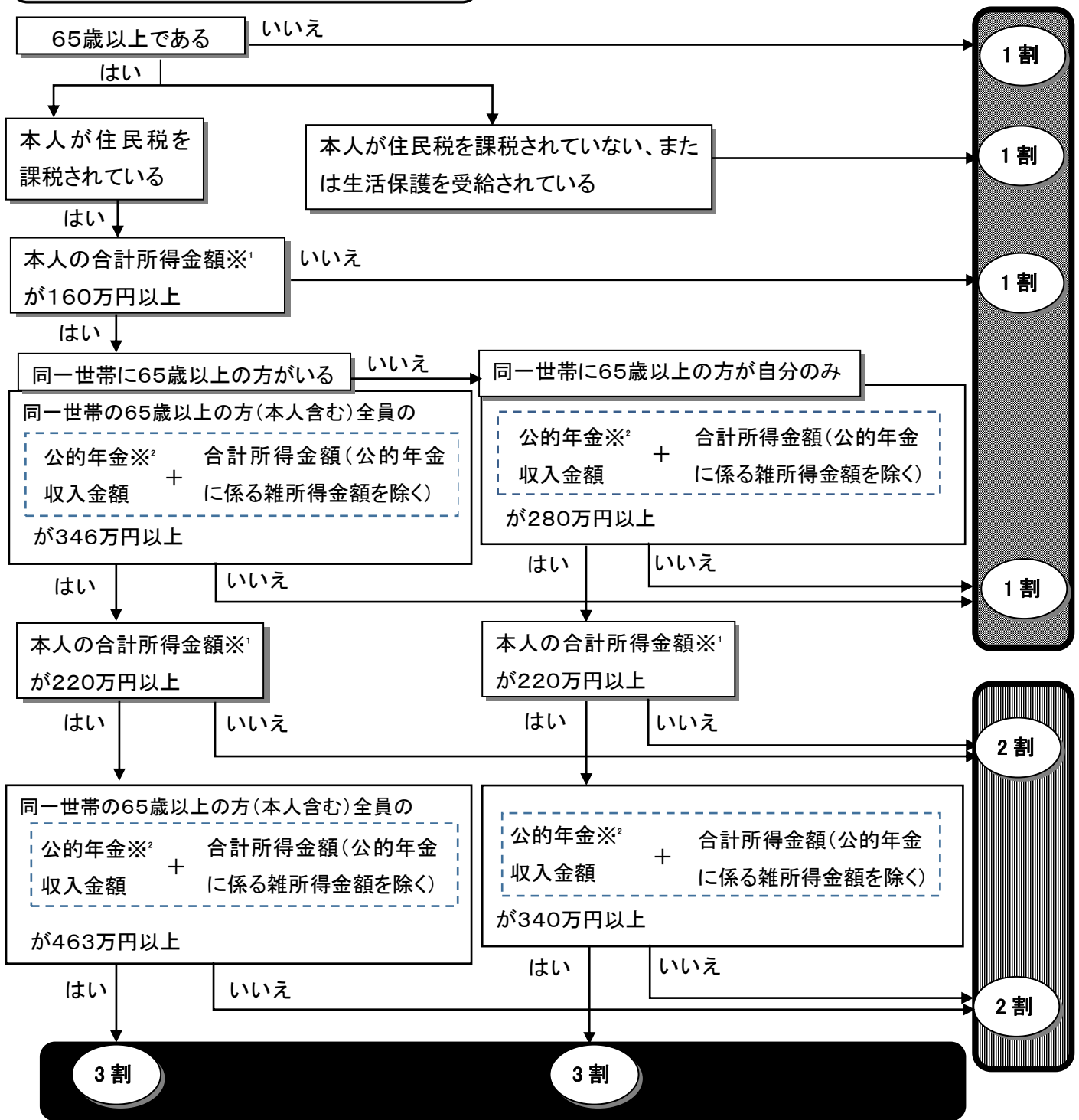


利用者負担割合の判定の流れ



※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。分離課税所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額になります。

平成30年度税制改正における給与所得控除、公的年金等控除の10万円引き下げおよび基礎控除の10万円引き上げを踏まえ、令和3年度より給与所得の金額および公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除します。なお、給与所得および公的年金等に係る所得の合計額からの10万円控除については、令和3年度負担割合合証より適用となります。

※2 老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などが該当します。

○ 給付制限を受けている方は、上記1、2割に該当する方が3割、上記3割に該当する方が4割負担に引き上げられません。